

水資源機構ダムについて―再論―

2008年2月24日

近藤ゆり子

木曽川水系揖斐川流域住民

「徳山ダム建設中止を求める会」事務局長

〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1

TEL 0584-78-4119

1. 「まずダム建設計画ありき」の整備計画原案

～「利水者撤退表明」あれど水資源機構法施行令30条は封印されたまま～

2月15日の日本経済新聞で、「伊賀で計画 川上ダム 西宮市が撤退 阪神水道企業団から確保」という報道がなされたようです。西宮市の川上ダム事業からの撤退の意向は以前から表明されていました。22日、西宮市水道局経営管理グループの担当者に電話にて訊きました。

- ① 西宮市議会等への「撤退」意思表示はH17年9月に行った
- ② 淀川水系河川整備計画・淀川フルプランが策定されていないので、対外的な表明はして来なかった。
- ③ H19年12月20日に国土交通省から撤退にかかる費用が示されたので、撤退負担金を負担して正式に撤退する意思を固めた。
- ④ 「撤退意思表示」公文書を出すかどうかについては、まだ・・・

通称「撤退ルール」＝水資源機構法施行令30条が設けられた際、この「撤退ルール」が動き出す要件を何度も国交省本省に確認しました。河川整備計画策定（変更）やフルプラン変更あるいは行政間の調整も要件とはしていない、「撤退意思を明らかにする公文書が、利水者から事業者に出される」ことで「撤退ルール」は動き出すのだ、という回答でした（国交省河川局治水課。撤退に係る費用算出のためには一定の行政間の調整等が必要であろうと思います。むしろ私のほうから「その辺りはどうなのですか？」としつこく訊きました。その上での回答です）。

河川整備計画が未策定だとか、フルプラン変更がされていないとかで、正式の撤退表明（公文書発出）をしない、というのは「話が逆」です。利水者の意思が鮮明であってこそ、河川整備計画及びフルプランが（その意思に沿って）策定または変更されるのです。（もし「（現行の）河川整備計画及びフルプランに位置づけられているからには、それらが変更されるまでは、利水者は、たとえ不要と考えるに至ってもなお事業に参画し続けなければならない」というのであれば、あれだけ揉めた挙げ句に作った水資源機構法施行令30条＝通称「撤退ルール」は一体何なのでしょう？）

丹生ダムにおいても、利水者が議会等に対しては全て撤退表明をしているのに、淀川水系流域委員会で、河川管理者は「水需要の精査確認」に何年もの時間をかけるという不可思議な状態が続きました。「利水者総撤退」であれば、ダム事業は、水資源機構事業としては成立しません。いったん計画を白紙にするのが法律の原則です。

しかし、「利水者が撤退意思表示の公文書を事業者に出さない」ことで、丹生ダム・川上ダム

ともに、これまでの事業実施計画は生き続けてきました。水資源開発促進法に基づく水資源機構事業としての丹生ダム計画に赤信号が点り、川上ダム計画に黄信号が点ってから後も、両ダムともに、何年間も「水資源開発事業交付金」が支出され続けてきました。つまり、利水者が撤退表明をした後に、さらに撤退に要する費用が増え続けてきたのです。

そして今なお「新たな計画が出来るまで」丹生ダム・川上ダムともに現行計画を生き続けさせるのが河川管理者の意思のようです。

これでは、「まずダム建設計画ありき、だ」と断じるしかありません。

「今年度中に淀川水系河川整備計画を策定したい」とし、かつ現行計画を維持出来ないことが明白な丹生ダム・川上ダムを原案に入れ込んでいます。丹生ダム・川上ダムを河川整備計画に位置づけたいならば、目的・規模・事業者等をしっかり説明できる新たなダム計画として、流域委員会に提出できなければ話になりません（審議すべき基礎を欠く）。「ダム建設の目的等は曖昧なまま、ダムを建設することは計画に入れておく。ダム建設の目的やダムの規模・形態は後から決める」などというのは、河川整備計画策定一河川法16条の2一の根本を蹂躪し、愚弄するものです。許されて良いわけがありません。

2. 無理なダム建設が犠牲者を生む

～過労自殺(労災)とトカゲの尻尾切り～

水資源機構徳山ダム 建設所での労災（職員の過労自殺）により、徳山ダム 建設所長 自閑茂治氏が書類送検され（2月19日）、更迭されました（2月20日）。

新聞記事を引用します。

★2008年02月20日09:22 岐阜新聞

職員の過労自殺で書類送検 水資源機構と所長

http://www.gifu-np.co.jp/news/kennai/20080220/200802200922_4107.shtml

大垣労働基準監督署は19日、自殺した男性職員＝当時（28）＝に不当に長時間の労働をさせたとして、労働基準法違反の疑いで、独立行政法人「水資源機構」（さいたま市中央区）と、徳山ダム建設所（揖斐郡揖斐川町上南方）の男性所長（52）を岐阜地検大垣支部に書類送検した。

調べでは、同機構と所長は2006（平成18）年9月の1カ月間、自殺した職員に計約140時間の法定時間外労働をさせた疑い。

この職員は当時、同建設所用地課で事業用地の買収交渉を担当していたが、07年2月に自殺。遺族は長時間労働が原因として同年3月に同署に労災を請求、同署は過重な業務が原因だったとして労災認定するとともに、同年12月に同建設所に立ち入り調査を実施した。

労働基準法では、時間外労働には労使間の協定と労基署への届け出が必要だが、同建設所では協定は締結したが労基署へは届け出ていなかった。

さらに協定で定める1カ月の時間外労働の上限が110時間だったのに対し、自殺した職員は06年9月に約140時間、同10月に約123時間に上っていた。自殺前6カ月間の月平均では約88時間だった。

同建設所では、06年9月下旬の徳山ダムの試験たん水開始に伴って業務が増加し、同機構の内部調査では同月中、自殺した職員以外に約10人の職員が110時間を超える時間外労働をしていたという。

同所長は「申し訳ないと思っている。労基署への届け出はしていると思っていた。（試験たん水を控え）長時間労働も仕方ない状況だった」と話しているという。同機構の青山俊樹理事長は「誠に遺憾で、深くおわびする。適正な労務管理の徹底を図りたい」とコメントした。

★ 2008年2月21日 読売新聞（岐阜）

徳山ダム建設所長更迭／書類送検で水資源機構

<http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/gifu/news/20080220-OYT8T00551.htm>

独立行政法人水資源機構の徳山ダム建設所（揖斐川町）に勤めていた男性職員が違法な長時間労働などで過労自殺し、大垣労働基準監督署が同機構と自閑（じかん）茂治・徳山ダム建設所長を労働基準法違反（長時間労働）の疑いで岐阜地検大垣支部に書類送検したことを受け、同機構は20日、自閑所長を同日付で本社ダム事業部付とする人事異動を発表した。

異動理由について、同機構では「書類送検され、所長として不適切」としており、事実上の更迭人事。処分に関しては、「司法の判断を待つて厳正に対処する」としている。

後任の所長には、日野浩二・ダム事業部設計課長が就任した。

自閑氏の言い訳コメントにもある通り、06年9月は「9月25日湛水開始」という無理なスケジュール設定のために、徳山ダム建設所は超多忙になってしまいました。

そもそも日程的に無理があっただけではありません。

「約束～日本一のダムが奪うもの～」という東海TVの番組（07年「地方の時代」映像グランプリ受賞）にもなった通り、「徳山村民への重大な約束違反」があったから、反発が激しかった・・・何とか湛水開始セレモニーを（「大混乱にならないように」）済ますために、徳山ダム建設所職員は、あれやこれやのなだめ・すかしやゴマカシの口約束の類のことを連日連夜行っていたのです。

この「仕事」が、「徳山村の人を更に騙すことに他ならない」ことを、この職員は知っていたに違いありません。自分が人を騙す・・・単なる長時間残業という以上に、精神的に追いつめられたに違いありません。

この事態の真の「A級戦犯」は、水資源機構青山俊樹理事長（及び前トップの近藤徹氏）をはじめとする国交省天下り幹部&国交省河川局幹部です。でも「A級戦犯」達は、個々人としては

送検もされず、責任は他人事のように通り過ぎる・・・。

典型的な「トカゲの尻尾切り」路線でことを運ぶ水資源機構上層部&本省河川局に憤りを覚えます。河川局の誤った河川行政の責任を一切頬被りして、肥大化した「水資源開発公団－水資源機構」を少しずつ縮小していく・・・そのためには、下請け・孫請け作業員の命、末端職員の命を犠牲とし、生え抜き職員に責任を押しつける・・・。

犠牲者を出してしまう「要らない徳山ダム建設を強行する構図」全体が問題です。水資源機構徳山ダム 建設所は、用地交渉の不祥事を巡って何度も「処分」を出しています。

また、05年4月には下請け業者の労災死亡事故を起こしています・・・03年秋以来、当会に繰り返し「無理な工事が強行されている。自分も無資格で危険な業務を強いられている。そのうちに犠牲者が出ると思う」という訴えがあり、それをその都度水資源機構徳山ダム 建設所に伝えていたにも拘わらず、です。（さらに、この事故に関連して情報公開請求を行ったときには、水資源機構は「（情報隠し－情報公開黒塗りで有名な）防衛省も真っ青」という真っ黒塗り「開示」で対応してきました。内閣府の情報公開・個人情報保護審査会で、ほぼ私の主張通りの意見が出され、1年半後にそこそこ開示されましたが）

こうした構図は、「まずダム建設ありき」で事を運ぼうとする丹生ダム・川上ダムでも繰り返されるに違いありません。

要らないダムを作ることは、この先さらに犠牲者を生むことになるでしょう。

3. 丹生ダム・川上ダム計画は白紙撤回を

～淀川水系河川整備計画原案において「白紙」を鮮明に～

水資源開発施設としての丹生ダム・川上ダムの「不要」は明らかです。

(1) 川上ダム

川上ダムにおける伊賀水道水源分は、いくら三重県が「必要」と言ってみても最終ユーザーが費用負担しきれないことは明白です。

「受益地域」の伊賀市の意向は曖昧なようです。

04年の木曽川フルプラン全部変更手続において、岐阜県は「大垣地区に徳山ダムの水が必要」と言い続けました。大垣地区市町は「余裕があれば結構だ」というような曖昧な態度に終始しました。フルプラン変更では、末端水道事業者の同意等は必要としない不思議な法体系となっているからです（「近藤さん、フルプランって何ですか？」というのが、03年暮れの大垣市水道課職員の私への質問です、正直なのは結構ですけど。そして岐阜県水資源課（当時）は、「市町は短期的なことしか分らないが、県は市町より長期的視点を持っている」と宣って、対象市町には正式な問い合わせをすることすら拒否しました）。

この結果、岐阜県は来年度（今年春）から、毎年25億円程度の徳山ダム水源費負担金の償還金を、一般会計から（！）支払い続けることになります・・・公債費率18%超の苦しい財政の中で！

長良川河口堰の未利用水でさんざん苦しんだ（苦しんでいる）三重県企業庁は懲りないのでしょうか？ 三重県の財政も岐阜県と同じく非常に厳しい－「水源に余裕があることは良いこと

だ」などという甘い状態ではありません。

長良川河口堰水源費負担を三重県の一般会計が補填してきた経緯からすれば、三重県民全体がこのことを知った上で（川上ダム水源開発費の三重県負担分を、三重県の一般会計で補填することを是とするかどうか、まで踏み込んで）、川上ダム・伊賀水道分の議論が必要です。

しかし、実際は、多くの三重県民は、川上ダム及び伊賀水道のことを知りません（少なくとも私が知る四日市市や桑名市の人々は、淀川水系のダムが三重県内に計画されていることも知らない）。

こんな状態で水資源開発促進法に基づく川上ダム計画が漫然と河川整備計画に位置づけられることは、法の本来の趣旨にも反します。

（2）丹生ダム

すでに各府県議会等では「利水者総撤退」が表明されています。水資源機構ダムとしての丹生ダム計画はとっくに白紙になっていなければならないのに、「（現行計画を白紙撤回することなく）今後数年かけて新たな計画を練っていく」（08.02.22.近畿地整河川部 河川計画課）などというのは、河川法も水資源開発促進法・水資源機構法もねじ曲げています。

法律による行政の根幹を蔑ろにしたところに、「良い川づくり」などはありません。法を無視する行政の側から「良い川づくり」などというセリフが発せられると、私は「この人たちは川というものを自分たちの小手先で弄くれるオモチャだと考えている」としか感じられません。

再度述べます。

水資源機構ダム（＝水資源開発ダム）川上ダムは要らない。丹生ダムも要らない。

水資源開発事業として建設された長良川河口堰、そして徳山ダムが要らないのと同様に。